

## 報酬を支給する事務員及び車(船)上運動員の届出書

公職選挙法施行令第129条第8項の規定により、報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和3年 月 日

平戸市長選挙

候補者氏名

平戸市選挙管理委員会委員長 様

番号	氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
1						自 月 日 至 月 日	
2						自 月 日 至 月 日	
3						自 月 日 至 月 日	
4						自 月 日 至 月 日	
5						自 月 日 至 月 日	
6						自 月 日 至 月 日	
7						自 月 日 至 月 日	
8						自 月 日 至 月 日	
9						自 月 日 至 月 日	
10						自 月 日 至 月 日	

(注)

- 「使用する者の別」欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車(船)上運動員」と記載してください。
- 既に届け出た者につき、その者にかかる使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合は、その旨を「備考欄」に記載してください。

## No. 1 3

(その2)

番号	氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
11						自 月 日 至 月 日	
12						自 月 日 至 月 日	
13						自 月 日 至 月 日	
14						自 月 日 至 月 日	
15						自 月 日 至 月 日	
16						自 月 日 至 月 日	
17						自 月 日 至 月 日	
18						自 月 日 至 月 日	
19						自 月 日 至 月 日	
20						自 月 日 至 月 日	
21						自 月 日 至 月 日	
22						自 月 日 至 月 日	
23						自 月 日 至 月 日	
24						自 月 日 至 月 日	
25						自 月 日 至 月 日	
26						自 月 日 至 月 日	
27						自 月 日 至 月 日	
28						自 月 日 至 月 日	
29						自 月 日 至 月 日	
30						自 月 日 至 月 日	